人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

秋田県人事委員会委員長　柴　田　一　宏

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則

規則七―三（管理職手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第一（第二条関係）

組織		職	区分
略		略	略
警察	警察本部	略	略
		監察官	略
		高齢者対策統括官	略
		交通聴聞官	略
		公安委員会補佐室長	
		県民安全相談センター長	
		情報公開センター長	
		犯罪被害者支援室長	
		捜査実践教養室長	
		取調べ監督室長	
		監査室長	
		施設管理室長	
		照会センター所長	
		安全・安心まちづくり支援対策官	

改正前

別表第一（第二条関係）

組織		職	区分
略		略	略
警察	警察本部	略	略
		監察官	略
		略	略
		交通聴聞官	略

許可等事務担当室長 子供・女性・高齢者安全対策官 少年サポートセンター長 犯罪捜査支援室長 刑事指導官 取調べ指導官 傍受指導官 組織窃盗対策官 性犯罪捜査指導官 財務捜査室長 組織犯罪捜査室長 意見聴取官 保護対策官 交通管制センター所長 交通管制官 交通反則通告センター所長 通告官 外事・国際テロリズム対策室長 航空隊長 警衛警護官 災害対策官	略	警察署	略 略 地域交通官 会計官 略	略 略 略

備考　略

刑事指導官 交通管制官	略	警察署	略 略 地域交通官 略	略 略 略

備考　略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。